

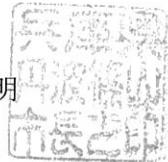


丹篠地整第 202号
令和5年 6月30日

丹波篠山市監査委員 酒井 加世子 様

丹波篠山市監査委員 隅田 雅春 様

丹波篠山市長 酒井 隆明



定期監査結果報告に係る措置の状況について（報告）

地方自治法第199条第9項の規定による監査結果に対して講じた措置を、同条第14項の規定に基づき、下記のとおり通知します。

記

1 措置を講じた部局

まちづくり部（地域整備課、地域計画課）

2 監査の種別

定期監査（地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項、並びに丹波篠山市監査基準第4条第2項による監査）

3 監査の期間

令和4年9月7日～令和5年1月26日

4 措置の内容

別紙のとおり

<別紙>

監査結果に対する改善措置通知票

監査結果報告日	令和5年1月26日 監査結果報告
対象監査	令和4年度 定期監査
対象部署等	地域整備課
対象事項	(意見) 橋梁、道路などのインフラ資産の計画的な長寿命化工事と安全の確保について
指摘等内容	<p>市内の橋梁や道路などのインフラ資産は多くが高度成長期に整備されたもので、経年により橋梁や道路舗装面に劣化や損傷が見られる。橋梁は法定点検により5年ごとに点検が実施され、損傷度の高い橋梁が多数あるが1橋あたりの補修工事費が平均1千万円と高額なうえ、今後老朽化が進行する800以上の橋梁を維持するためには多額の費用が必要となる。また、生活の基盤となる市道は1792路線、総延長836キロメートルあり、日常の点検や地元自治会からの要望等により現状の把握を行い、緊急性や必要性を考慮して年次計画で補修など維持管理に取り組まれている。</p> <p>これらの橋梁や道路などインフラ資産は市民生活に密着したもので、日ごろから安全で安心して通行できることにあり、目の前の負担を先送りすれば事故の危険性は高まり、そのツケは将来に及ぶこととなるため、市民生活の安全安心の確保のため、財源と人材を確保し計画的に長寿命化を図ることで予防保全に努めて適正な維持管理を実施されたい。</p>
改善措置通知日	令和5年6月30日 改善措置通知
改善措置内容	<p>高度成長期にインフラ整備とともに多く架設された橋りょうについては、建設から50年を経過する高齢化橋梁は令和元年度で95橋であり、令和20年度には711橋となり急速に高齢化橋梁が増大する。現在は道路法に基づく5年に1度(年間約200橋)の近接目視点検業務を行い、診断結果に基づき「健全」から「緊急措置」区分し、平成23年度に策定した橋りょう長寿命化修繕計画を順次見直しており、点検結果に基づき年次計画にて、長寿命化のための修繕工事を実施しています。</p> <p>なお、令和3年度より橋梁の定期点検については、年間点検橋梁数の約半数を職員により点検を行っています。</p> <p>確実な定期点検や補修工事を実行するため、国への交付金要求等を行い財源確保に努め、計画に基づき着実な実施を行います。</p>
改善措置公表日	令和5年6月30日 改善措置公表

【留意事項】

- ・担当課は太枠欄のみ記入してください。
- ・改善措置通知日は改善措置を監査委員宛に通知した日を記入してください。
- ・改善措置内容は改善結果(又は改善計画)の時期及び方法等を具体的に記入してください。
- ・改善措置内容は必要に応じて状況を確認させていただきます。
- ・本通知表は地方自治法第199条第14項の規定により公表します。

<別紙>

監査結果に対する改善措置通知票

監査結果報告日	令和5年1月26日 監査結果報告
対象監査	令和4年度 定期監査
対象部署等	地域計画課
対象事項	(意見) 市営住宅の未収金の回収について
指摘等内容	市営住宅及び駐車場の使用料は令和4年9月末時点で現年度調定額92,001,000円に対して収入済額36,870,100円(40.08%)、滞納繰越分調定額22,326,164円に対して収入済額876,300円(3.92%)となっている。下表のとおり決算での未収金は年々改善しているが、国は公営住宅の入居に保証人を求める方針を示していることから、今後、特に独居者が滞納したまま死亡した場合には未収金を回収できない可能性が高い。負担の公平性の観点からも毅然とした姿勢で未収金の回収に努められたい。
改善措置通知日	令和5年6月30日 改善措置通知
改善措置内容	市営住宅及び駐車場の使用料徴収状況については、近年における徴収率は年々向上していましたが、令和4年度決算では現年分は0.33%、滞納繰越分は3.53%悪化しています。コロナ禍や物価高騰等の影響による滞納のほか、丹波篠山市では國の方針を踏まえ、入居に際して保証人を求めておらず、独居者の死亡による回収不能リスク等もありますが、負担の公平性を図るため、滞納者へのきめ細かな個別勧奨や納付督促、催告を行うとともに、高額滞納者等については法務専門員との連携を密にし、未収金の確保に努めています。また、徴収率の目標を設定し、定期的な進捗確認を行いながら、徴収率の向上に努めています。
改善措置公表日	令和5年6月30日 改善措置公表

【留意事項】

- ・担当課は太枠欄のみ記入してください。
- ・改善措置通知日は改善措置を監査委員宛に通知した日を記入してください。
- ・改善措置内容は改善結果(又は改善計画)の時期及び方法等を具体的に記入してください。
- ・改善措置内容は必要に応じて状況を確認させていただきます。
- ・本通知表は地方自治法第199条第14項の規定により公表します。